

三 雲 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は三雲小学校 P T A とする。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は父母と教師が協力して、学校と家庭・社会において児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 家庭・学校・地域社会における児童の福祉を増進する。
- 2 教育に対する理解と会員相互の親睦を深め、その研修向上に資する。
- 3 家庭と学校並びに関係諸団体との関連を密にし、互いに協力して教育の万全をはかる。
- 4 学校・家庭及び地域社会の教育的環境の整備をはかる。
- 5 より良い父母、より良い教師になるため、自ら学習と研さんにつとめる。
- 6 学校教育における教育諸条件の整備につとめる。
- 7 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 4 条 会員は、三雲小学校 P T A 活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。三雲小学校 P T A を退いた後も、また、同様とする。

第 3 章 方 針

第 5 条 本会は教育を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 本会及び本会の役員は、その名をもって特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とした行為や、本会本来の事業以外の活動は行わない。
- 2 本会は自主独立のものであって、他の如何なる団体の統制・干渉を受けるものではない。
- 3 学校という公共機関と P T A という民主的な民間団体の性格の違いを混同することなく、児童の健全な育成をはかるという目的達成に沿って活動を進める。
- 4 本会は学校及び教育委員会等と学校問題について討議し、又その活動を助けるために意見具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や学級の編成、教員の人事に干渉するものではない。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会の会員は三雲小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人及び三雲小学校に勤務する教職員をもって組織する。

第 7 条 本会の会員は、年齢・職業・思想信条・社会的立場の違いをのりこえた民主的な団体の会員として、平等の権利と義務を有するものとする。

第 5 章 会 計

第 8 条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第 9 条 会費は会員各々から徴集するものとする。

第 10 条 会費の額及び資金取得の種類及び方法は、委員総会で審議する。

第 11 条 本会の予算・決算は委員総会で審議し、総会の承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 13 条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 1 名
- 3 会 計 2 名 (保護者 1、教員 1)
- 4 庶 務 1 名 (教員 1)

第 14 条 任期は一カ年とする。但し再選は妨げない。役員の選出については別に定める。

第 15 条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄するほか、総会及び各種委員会の招集を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をつとめる。
- 3 会計は総会で決定した予算に基づいて、本会の全ての会計事務を処理し、毎年総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
- 4 庶務は総会及び各種委員会の議事並びに活動を記録するとともに、会長の指示に従って庶務全般を行う。

第 7 章 委員会及び事業部会

第 16 条 本会には次の委員会をおくものとする。

- 1 委員総会
- 2 常任委員会
- 3 会計監査委員会
- 4 人権推進委員会（本委員会には、事務局を設置する。）
- 5 選挙管理委員会

第 17 条 前条各項の委員会の構成は次の通りとする。

- 1 委員総会
役員、各事業部正副部長及び部員、各学年委員長及び学年委員、地区長及び地区委員。会計監査委員、校長、関係教職員。
- 2 常任委員会
役員、各事業部長、地区長、校長、教頭、人権・同和教育担当職員、関係教職員。
- 3 会計監査委員会
会計監査委員（若干名）、役員、校長、教頭、関係教職員。
- 4 人権推進委員会
役員、校長、教頭、教務、人権・同和教育担当職員、関係教職員及び関係者。
尚、関係者とは、各地区長、補導部長、体育・環境部長、保健・広報部長及び会長の委嘱した者とする。
又、事務局は学年委員より若干名、人権・同和教育担当職員で構成する。
事務局長・副事務局長は、学年委員から選ばれた事務局員から互選する。

- 5 選挙管理委員会
役員、選挙管理委員、校長、教頭

第 18 条 各委員会の任務は次の通りとする。

- 1 委員総会
総会につぐ決議機関で、事業計画並びに予算・決算の審議、総会提案事項の決定、規約改正の審議、会計監査委員の選出、その他必要な事項。
- 2 常任委員会
総会、委員総会に提案する事項の審議、総会で承認された事項の具体化、各事業、各委員会等の関係機関への指示、調整、その他本会目的達成のための事項。
- 3 会計監査委員会
当該年度の会計を監査し、総会において監査報告を行う。

4 人権推進委員会

P T A 行事の見直し、P T A 会員への人権・同和問題に関する啓発、P T A 常任委員会を中心とする人権・同和研修および全般的な研修の立案・計画、子どもの学習内容に関わる理解と支援を目的とした啓発。

5 選挙管理委員会

学年委員並びに地区役員選出において会員から出た特別の事由を検討し、適当かどうかの認否を行う。

第 19 条 本会には次の事業部会をおくものとする。

1 補導部会

2 体育・環境部会

3 保健・広報部会

(必要に応じて特設委員会をおく)

第 20 条 人権推進委員会事務局および各事業部会の任務に関する事項は次の通りとする。

1 人権推進委員会事務局＝研究会・講演会等会員相互の修養研鑽・同和教育の推進と研修。

2 補導部会＝学校と連携して、主として児童の校外における生活指導。

3 体育・環境部会＝体育の奨励・促進。校舎・遊具など学習環境の整備。

4 保健・広報部会＝会員及び児童の保健衛生の充実。広報活動の充実と促進。

第 8 章 学年 P T A

第 21 条 本会は各学年に在籍する保護者をもって、学年 P T A の活動を行う。

第 22 条 学年 P T A の委員は次の通りとする。

1 学年委員長 1 名 (学年委員の互選)

2 学年委員 若干名 (クラス数×2 名)

第 23 条 学年 P T A の活動及び委員の任務は次の通りとする。

1 学年における児童の教育について理解を深め、併せて会員相互の交流をはかる。

2 各学年 P T A の計画と運営にあたる。

3 学年委員のうち半数は、人権推進委員会事務局(研修事業兼務)に、半数は保健・広報部に所属する。

4 その他必要と思われる事項。

第 9 章 地区 P T A

第 24 条 地区 P T A は、地区に居住する会員をもって構成し、地区 P T A 活動を行う。

第 25 条 地区 P T A は次の 6 地区とする。

吉永地区 夏見地区 針地区 平松地区 中央・ルモン地区 柑子袋地区

※世帯数 18 戸をきる地区は他地区との統合を考慮する。

※基準にする戸数は当年度 11 月 1 日現在に判明している次年度の各地区の戸数とする。

第 26 条 地区 P T A には次の委員をおく。

地区長 1 名

地区委員 2 名

地区委員 2 名の分担は、補導部員 1 名、体育・環境部員 1 名とする。

第 27 条 委員の任務は次の通りとする。

1 地区における P T A 活動の計画・運営にあたる。

2 地区長は、地区を代表し委員総会及び常任委員会に出席する。

3 地区委員は P T A 事業部会(補導、体育・環境部)の部員として、各部会に所属する。

第 28 条 各地区地区長をもって、地区長会を構成する。

第 29 条 地区長会の任務に関する事項は次の通りとする。

1 地区別懇談会を開催し、地区に居住する会員相互の交流をはかる。

2 地区内の「こなん子 110 番」プレート設置宅を把握する。

3 その他必要と思われる事項。

第 10 章 役員等の選出

第 30 条 役員等の選出については、別に定める規定にもとづいて行う。

第 11 章 総会及び集会

第 31 条 総会及び集会は次の通り開催する。

1 定期（年度始め）総会

前年度事業並びに決算の承認、本年度事業計画及び予算の承認、新役員並びに新会員に関する報告、その他必要な事項。

2 臨時総会

次の場合、会長は臨時に総会を開催しなければならない。

（1）緊急に必要な場合。

（2）常任委員会が必要と認めた場合。

（3）全会員の 2 分の 1 以上の要求があった場合。

3 総会の定足数は、会員の 5 分の 1 以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

4 学期末集会

事業の中間報告・会員研修等必要な事項。

第 12 章 改 正

第 32 条 本会則は委員総会の 3 分の 2 以上の同意を得て、総会の承認を得なければならない。

第 33 条 この会則は昭和 40 年 4 月 1 日より実施

第 34 条 この会則は昭和 54 年 4 月 1 日一部改正

第 35 条 この会則は昭和 58 年 4 月 1 日一部改正

第 36 条 この会則は昭和 59 年 4 月 1 日一部改正

第 37 条 この会則は平成 2 年 4 月 1 日一部改正

第 38 条 この会則は平成 7 年 4 月 1 日一部改正

第 39 条 この会則は平成 12 年 4 月 1 日一部改正

第 40 条 この会則は平成 17 年 4 月 1 日一部改正

第 41 条 この会則は平成 19 年 10 月 26 日一部改正

第 42 条 この会則は平成 22 年 4 月 28 日一部改正

第 43 条 この会則は平成 26 年 4 月 25 日一部改正

第 44 条 この会則は平成 27 年 4 月 24 日一部改正

第 45 条 この会則は令和 2 年 6 月 18 日一部改正

第 46 条 この会則は令和 6 年 1 月 18 日一部改正

第 47 条 この会則は令和 6 年 5 月 7 日一部改正

P T A 役員等選出規定

第 1 条 三雲小学校 P T A 役員候補等の選出は、この規定に従う。

第 2 条 役員の選出は下記の通り行う。

- 1 年末に地区長で選考委員会を構成する。
- 2 選考委員会では、次年度の会員中より次の役員と、会計監査委員兼選挙管理委員を若干名選出する。 (1) 会長 (2) 副会長 (3) 会計
- 3 各事業部長及び副部長は、事業部毎に部員の互選で選出する。
- 4 地区長会長、補導部長、体育・環境部長及び副地区長会長、副部長は、年度末の新地区長、新事業部会にて選出する。
- 5 人権推進委員会事務局の事務局長（総括と主に対外担当）・副事務局長（校内研修事業担当）及び保健・広報部会の部長（保健事業担当）・副部長（広報担当）は、学年委員選出後の P T A 新旧引継ぎ会で 5、6 年生の学年委員より選出する。
- 6 役員及び事業部長の補充は、常任委員会の議を経て行う。

第 3 条 学年委員の選出は下記の通り行う。

- 1 学級毎に学年委員選出名簿を作成し、選挙用紙とともに会員に配布し、会員はその中より児童 2 名を選び、所属学級担任に投票用紙を送付する。
- 2 学級担任は、会員より回収した投票用紙を、選挙管理委員に提出する。
- 3 選挙管理委員は投票結果により、各学級 2 名の学年委員を選出する。
- 4 選出された児童の保護者は、学年委員となる者の氏名を報告する。
- 5 学年委員長は学年委員の互選による。
- 6 当選及び就任中の学年委員に事故のある時は、次点者をもってこれにあてる。
- 7 学年委員を歴任した場合は、それ以降その児童（保護者）に投票することはできない。
- 8 次年度の本部役員、次年度および当年度の地区役員については、投票することはできない。
- 9 本部役員を歴任した場合は、それ以降投票することはできない。

第 4 条 地区長及び地区委員の選出は、各地区の実状に応じて民主的に選出する。

第 5 条 本規定により選出された者は、特別の事由の無い限り辞退することはできない。

第 6 条 特別の事由は、学年委員または地区委員の選出に関する通知に定められた、免除申請期間内に書面で P T A 役員に提出をする。なお、特別の事由は、選挙管理委員会で審議し、その内容は選挙管理委員会内でのみ共有する。

(平成 12 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 6 年 1 月 18 日一部改正)

(令和 6 年 5 月 7 日一部改正)

役員選考委員会規則

第 1 条 選考委員会は、P T A の一層の強化・発展を願う考えに基づいて、新年度の役員候補を選考する。

第 2 条 選考委員会には、委員の互選により選出した委員長をおき、会の運営にあたる。

第 3 条 役員候補は、全会員の中より選考するが、選考にあたっては慎重かつ公正に行うこととする。

第 4 条 同一地域に役員の候補が片寄らないよう配慮し選考を行う。

第 5 条 選考委員会での議決は、委員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。但し、選考委員会の主旨からして全員一致を原則とするよう配慮する。

第 6 条 選考が終了すれば、その名簿を P T A 会長に報告し、年度末の常任委員会で選考委員長より選考結果を報告する。